

不服申立て事案答申第 260 号

不服申立て事案諮問第 279 号

件名：開示の実施方法等申出書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 5 年 10 月 26 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 11 月 9 日付けで行った不開示決定について、該当する文書が存在するため開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 保有個人情報開示請求の受理

令和 5 年 10 月 26 日、審査請求人は愛知県 A 警察署（以下「A 警察署」という。）において、審査請求人が A 警察署へ提出したとする保有個人情報の開示の実施方法等申出書の開示を求める保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

この保有個人情報開示請求書における、開示請求をする保有個人情報の内容欄には、

- ① 保有個人情報一部開示決定通知書（務住発第 3566 号）に基づき、令和 5 年 10 月 11 日、開示の実施をした。

そこで、これに対する保有個人情報の開示の実施方法等申出書

- ② 保有個人情報開示決定通知書（務住第 3565 号）に基づき、令和 5 年 10 月 26 日開示の実施をした。

そこで、これに対する保有個人情報の開示の実施方法等申出書
(請求日現在 A 署で保管のもの)(以下、①の請求のことを「請求①」、
②の請求のことを「請求②」という。)

と記載されていた(以下、この請求①及び請求②の保有個人情報開示請求の
ことを「本件開示請求」という。)

(イ) 保有個人情報の開示の実施方法等申出書について

法第 87 条第 3 項において「開示決定に基づき保有個人情報の開示を受け
る者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等
に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出な
ければならない。」と規定されている。さらに、個人情報の保護に関する法律
施行令(平成 15 年政令第 507 号。以下「令」という。)第 26 条第 1 項にお
いて「法第 87 条第 3 項の規定による申出は、書面により行わなければなら
ない。」と規定されている。審査請求人が本件開示請求で開示を求める「保
有個人情報の開示の実施方法等申出書」とは、開示決定に基づき開示を受け
る者が、自らが求める開示の実施方法等を行政機関の長等に対して申し出
る際に提出する書面である。

愛知県警察においては、当該書面について、愛知県警察本部長が保有する
個人情報の保護に関する規程(令和 5 年愛知県警察本部告示第 2 号)第 10
条で規定する「様式第 12(第 10 条関係) 保有個人情報の開示の実施方法等
申出書」の様式(以下「本件申出様式」という。)を使用している。

そして、その受領方法として、愛知県警察個人情報保護関係事務取扱要綱
(令和 5 年務住発甲第 77 号通達。以下「取扱要綱」という。)第 3 章、第 1、
2、(8)、アにおいて、実施方法等申出書は、来庁又は郵送による方法により
受け付けるとしており、具体的には、保有個人情報一部開示決定通知書や保
有個人情報開示決定通知書を開示請求者に送付する際、本件申出様式を同封
しており、開示請求者において内容を記入したものを、開示請求者が持参す
るか、郵送することにより受領している。

(ウ) 本件開示請求に係る保有個人情報の調査

a 請求①について

処分庁は、本件開示請求の請求①の対象となる保有個人情報を特定する
ため、保有個人情報一部開示決定通知書(令和 5 年 9 月 26 日付け、務住
発第 3566 号。以下「務住 3566 通知書」という。)に基づいて、令和 5 年
10 月 11 日に、審査請求人に対して行われたとする、務住 3566 通知書に基
づく開示の実施状況を確認したところ、その状況は、

- 令和 5 年 10 月 11 日、審査請求人が務住 3566 通知書を A 警察署に持
参し、保有個人情報の開示を求めたため、開示を実施した。

- 務住 3566 通知書の処分の一部開示決定された対象文書は、警察安全相談等・苦情取扱票（令和 5 年 8 月 30 日受理、整理番号：○）であり、請求人は一部を買い取った。
- 審査請求人は保有個人情報の開示の実施方法等申出書を提出しておらず、また警察は、これを受領もしていない。

というものであった。

したがって、審査請求人は務住 3566 通知書に基づく開示を受けた際、務住 3566 通知書に係る保有個人情報の開示の実施方法等申出書を提出をしていないことから、処分庁は本件開示請求の請求①の対象となる保有個人情報を保有していなかった。

b 請求②について

処分庁は、本件開示請求の請求②の対象となる保有個人情報を特定するため、保有個人情報開示決定通知書（令和 5 年 9 月 26 日付け、務住発第 3565 号。以下「務住 3565 通知書」という。）に基づいて、令和 5 年 10 月 26 日に、請求人に対して行われたとする、務住 3565 通知書に基づく開示の実施状況を確認したところ、その状況は、

- 請求人は、令和 5 年 10 月 26 日、A 警察署で務住 3565 通知書に基づく開示を受けた事実はない。同日、審査請求人は、令和 5 年 10 月 12 日付けの保有個人情報開示決定（務警発第 12310 号。以下「別件開示決定」という。）の決定通知書を A 警察署に持参し、保有個人情報の開示を求めたため、開示を実施した。
- 別件開示決定の対象文書は、来庁者カードであった。
- 別件開示決定に係る保有個人情報の開示の実施方法等申出書は受領したが、務住 3565 通知書に係るものは受領しなかった。

というものであった。

したがって、審査請求人は、令和 5 年 10 月 26 日、務住 3565 通知書に基づく開示を受けておらず、また、この務住 3565 通知書に係る保有個人情報の開示の実施方法等申出書も提出していないことから処分庁は、本件開示請求の請求②の対象となる保有個人情報を保有しておらず、存在しないことを確認した。

(エ) 保有個人情報不開示決定

処分庁は、本件開示請求の対象となる保有個人情報を保有していないため、法第 82 条第 2 項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、令和 5 年 11 月 9 日、保有個人情報不開示決定（務住発第 4204 号。以下「本件処分」という。）をした。

イ 本件処分の理由

本件開示請求の対象となる保有個人情報については、上記(1)、ア、(ウ)のとおり、請求人から本件開示請求に係る保有個人情報の開示の実施方法等申出書の提出を受けていないため、保有していないものである。

法第 82 条第 2 項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「保有個人情報の開示の実施にあたっては『保有個人情報の開示の実施方法等申出書』を提出することになっている。従って、この文書があるはずなので、開示を求めます。」と主張している。

審査請求人は、法律上は保有個人情報の開示を受けるためには「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」の提出が必要であるところ、私は令和 5 年 10 月 11 日、A 警察署で務住 3566 通知書に基づく開示を受けており、さらに、令和 5 年 10 月 26 日にも、同署で務住 3565 通知書に基づく開示を受けている、そうであれば、処分庁は、これらの開示に係る「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」の提出を受けているはずであるから、本件開示請求の対象文書が存在しないとするのは誤りであって、あくまで、本件開示請求の対象文書は存在するはずであるから、対象文書の開示を求める旨主張しているものと解する。

しかしながら、上記(1)、ア、(イ)、(ウ)のとおり、審査請求人には、務住 3566 通知書及び務住 3565 通知書と一緒に、これらの決定に係る「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」及び保有個人情報の開示請求に関する案内文を送付しているものの、審査請求人は、令和 5 年 10 月 11 日、A 警察署で務住 3566 通知書に基づく開示を受けた際、この開示に係る「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」を提出していない。

さらに、審査請求人は、令和 5 年 10 月 26 日、A 警察署で務住 3565 通知書に基づく開示を受けておらず、また、審査請求人は、この開示決定を受けてもいない。

したがって、本件開示請求の対象となる保有個人情報は存在しないことから、本件処分は適正であり、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、務住 3566 通知書及び務住 3565 通知書に基づく開示の実施に際して、審査請求人が A 警察署に提出したとする保有個人情報の開示の実施方法等申出書である。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

処分庁によれば、審査請求人は、令和 5 年 10 月 11 日、A 警察署で務住 3566 通知書に基づく開示の実施を受けた際、実施方法等申出書を提出しなかったとのことである。また、審査請求人は、同月 26 日、務住 3565 通知書に基づく開示の実施を受けた旨主張するが、このような事実はなく、同日以降も同通知書に基づく開示の実施は行われておらず、審査請求人が実施方法等申出書を提出することはなかったとのことである。

これらを踏まえて当審議会において検討したところ、本件請求対象保有個人情報を取得しておらず、存在していないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

①保有個人情報一部開示決定通知書（務住発第 3566 号）に基づき、令和 5 年 10 月 11 日、開示の実施をした。そこで、これに対する保有個人情報の開示の実施方法等申出書

②保有個人情報開示決定通知書（務住発第 3565 号）に基づき、令和 5 年 10 月 26 日、開示の実施をした。そこで、これに対する保有個人情報の開示の実施方法等申出書

(請求日現在 A 署で保管のもの)

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6. 2. 6	諮問（弁明書の写しを添付）
6.12.16 (第244回審議会)	審議
7. 1. 24 (第245回審議会)	審議
7. 2. 26	答申